

が16又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であること。ただし、同一の入院基本料を届け出ている病棟間においてのみ傾斜配置できるものであること。なお、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、3以上であることとする。

(4) 看護職員夜間16対1配置加算2の施設基準

(1)のイ及び(3)のイを満たすものであること。

9 地域包括医療病棟入院料の「注11」に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準

(1) 通則

ア 当該保険医療機関において、以下のいずれも満たす常勤医師が1名以上勤務していること。

(イ) リハビリテーション医療に関する3年以上の経験を有していること。

(ロ) 適切なリハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修を修了していること。

イ アの要件のうち(ロ)におけるリハビリテーション、栄養管理、口腔管理に係る研修とは、医療関係団体等が開催する急性期のリハビリテーション医療等に関する理論、評価法等に関する総合的な内容を含む研修であり、2日以上かつ12時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。なお、当該研修には、次の内容を含むものである。

(イ) リハビリテーション概論について(急性期リハビリテーションの目的、障害の考え方、チームアプローチを含む。)

(ロ) リハビリテーション評価法について(評価の意義、急性期リハビリテーションに必要な評価を含む。)

(ハ) リハビリテーション治療法について(運動療法、作業療法、言語聴覚療法、義肢装具療法及び薬物療法を含む。)

(ニ) リハビリテーション処方について(リハビリテーション処方の実際、患者のリスク評価、リハビリテーションカンファレンスを含む。)

(ホ) 高齢者リハビリテーションについて(廃用症候群とその予防を含む。)

(ヘ) 脳・神経系疾患(急性期)に対するリハビリテーションについて

(ト) 心臓疾患(CCUでのリハビリテーションを含む。)に対するリハビリテーションについて

(チ) 呼吸器疾患に対するリハビリテーションについて

(リ) 運動器系疾患のリハビリテーションについて

(ヌ) 周術期におけるリハビリテーションについて(ICUでのリハビリテーションを含む。)

(ル) 急性期における栄養状態の評価(GLIM基準を含む。)、栄養療法について

(ヲ) 急性期における口腔状態の評価、口腔ケア、医科歯科連携について

ウ 当該病棟の入院患者に対し、適切な口腔ケアを提供するとともに、口腔状態に係る課題(口腔衛生状態の不良や咬合不良等)を認めた場合は、必要に応じて当該保険医療機関の歯科医師等へ連携する又は歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促す体制が整備されていること。

(2) リハビリテーション・栄養・口腔連携加算1の施設基準

プロセス・アウトカム評価として、以下の基準を全て満たすこと。

ア 直近1年間に、当該病棟への入棟後3日（入棟日の翌々日）までに疾患別リハビリテーション料が算定された患者数から、当該病棟を退院又は転棟した患者のうち疾患別リハビリテーション料が算定された患者数を除した割合が8割以上であること。

イ 直近1年間に、当該病棟の入棟患者に対する土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除した割合が8割以上であること。

ウ 直近1年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者（死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。）のうち、退院又は転棟時におけるADLの合計点数が入院時と比較して低下した患者の割合が3%未満であること。

エ 当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡（DESIGN-R2020 分類 d2以上とする。）を保有している入院患者の割合が2.5%未満であること。なお、その割合は、次の(イ)に掲げる数を(ロ)に掲げる数で除して算出する。ただし、届出時の直近月の初日（以下この項において「調査日」という。）における当該病棟の入院患者数が80人以下の場合は、本文の規定にかかわらず、当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡を保有している入院患者が2人以下であること。

(イ) 調査日に褥瘡を保有する患者数のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数

(ロ) 調査日の入院患者数（調査日の入院又は予定入院患者は含めず、退院又は退院予定患者は含める。）

(3) リハビリテーション・栄養・口腔連携加算2の施設基準

プロセス・アウトカム評価として、以下の基準を全て満たすこと。

ア (2)のア及びエを満たすものであること。

イ 直近1年間に、当該病棟の入棟患者に対する土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除した割合が7割以上であること。

ウ 直近1年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者（死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。）のうち、退院又は転棟時におけるADLの合計点数が入院時と比較して低下した患者の割合が5%未満であること。

10 届出に関する事項

地域包括医療病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式10、様式20及び様式45の4を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、別添7の様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、1の(5)又は(6)のなお書きに該当する場合は、年1回、全面的な改築等の予定について別添7の様式45の4により地方厚生（支）局長に報告すること。

「注6」、「注7」、「注8」、「注9」及び「注10」に規定する看護補助体制加算、夜間看護補助体制加算、夜間看護体制加算、看護補助・患者ケア体制充実加算、看護職員夜間配置加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式13の3及び様式18の3を用いること。また、当該加算の変更の届出にあたり、直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、当該様式の

届出を略することができること。

「注 11」に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 5 の 5 を用いること。9 の (2) のアからウまで及び 9 の (3) のアからウまで (9 の (2) のエに係るものを除く。) の実績については、新規に届出をする場合は、直近 3 月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。なお、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については、新規に届出をする場合には該当しない。

## 第 8 一類感染症患者入院医療管理料

### 1 一類感染症患者入院医療管理料に関する施設基準

当該治療室を有する医療機関は感染症法第 6 条第 13 項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関であること。

### 2 届出に関する事項

一類感染症患者入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び様式 4 6 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 を省略することができること。

## 第 9 特殊疾患入院医療管理料

### 1 特殊疾患入院医療管理料に関する施設基準

(1) 当該病室の入院患者数の 8 割以上が、脊髄損傷等の重度障害者 (平成 20 年 10 月 1 日以降は、脳卒中又は認知症の患者であって、その発症前は脊髄損傷等の重度障害者でなかった患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者であること。なお、重度の意識障害者とは、次に掲げるものをいうものであり、病因が脳卒中の後遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。なお、該当患者の割合については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

ア 意識障害レベルが J C S (Japan Coma Scale) で II - 3 (又は 30) 以上又は G C S (Glasgow Coma Scale) で 8 点以下の状態が 2 週以上持続している患者

イ 無動症の患者 (閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)

(2) 当該病室を有する当該病棟において、日勤時間帯以外の時間帯にあつては看護要員が常時 2 人以上配置されており、そのうち 1 名以上は看護職員であること。

(3) 当該病室に係る病室床面積は、患者 1 人につき内法による測定で、6.4 平方メートル以上であること。

(4) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添 7 の様式 40 の 7 を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和 8 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料 (一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料 (13 対 1 入院基本料を除く。)、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であつて、地域一般入院基本料、療養病棟入院料 1 若しくは 2 を算定する病棟、専門病院入院基本料 (13 対 1 入院基